

青森県報

第四千二十二号

平成二十七年
七月十七日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………(同) ……一

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出……………(保健衛生課) ……二

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……二

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出……………(同) ……三

二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……三

告

示

青森県告示第五百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

おり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月十七日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	事業所	
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	主たる事務所所在地	事業所	平成二七・六・二五
	三沢訪問看護ステーション	名称	所在地	
	三沢市大字三沢字園沢一五六の八			
	三沢市栄町三丁目一二五の一			

青森県告示第五百三十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月十七日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	事業所	
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	主たる事務所所在地	事業所	平成二七・六・二五
	三沢訪問看護ステーション	名称	所在地	
	三沢市大字三沢字園沢一五六の八			
	三沢市栄町三丁目一二五の一			

青森県告示第五百三十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成二十七年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	訪問看護ステーションあんの里	黒石市大字牡丹平字福民西七四の二二	平成二六・六一
変更後		黒石市大字牡丹平字福民西七七の一	平成二七・〇一

青森県告示第五百三十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十七年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 日
七戸調剤薬局株式会社	上北郡七戸町字寺裏三二一	平成二七・〇二
桂整形外科医院	五所川原市字弥生町一六の一	二七・〇三
おくの調剤薬局	青森市緑三丁目八の二一	二七・〇二

青森県告示第五百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十七年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 日
おくの調剤薬局	青森市緑三丁目八の二一	平成二七・〇二

青森県告示第五百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十七年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	所在地	指 定 日
特定非営利活動法人夢	三戸郡階上町蒼一前東一丁目九の四	児童発達支援	こども発達支援センター Melayou	三戸郡階上町蒼一前東一丁目九の七	平成二七・〇三
特定非営利活動法人夢	三戸郡階上町蒼一前東一丁目九の四	放課後等デイサービス	Bバンビーニ	三戸郡階上町蒼一前東一丁目九の七	"

公 告

特定非営利活動法人 夢	三戸郡階上町 蒼一丁目九の四	保育所等訪問支援	アプリレ	三戸郡階上町 蒼三丁目九の二〇七	"
社会福祉法人 恵寿福祉会	青森市矢田前 弥生田四七の二	児童発達支援	ぴゅきつず あ	青森市勝田二丁目八の二サパーク平和公園一階	二七・七一
社会福祉法人 寿福祉会	青森市矢田前 弥生田四七の二	放課後等デイサービス	ぴゅきつず あ	青森市勝田二丁目八の二サパーク平和公園一階	"

青森県告示第五百四十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十四第二号の規定により公示する。

平成二十七年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	廃止年月日
名称	名称	所在地	
主たる事務所の所在地	児童発達支援	ネオナート	平成二七・六一
特定非営利活動法人 夢		三戸郡階上町 蒼三丁目九の二〇七	
特定非営利活動法人 夢		三戸郡階上町 蒼一丁目九の四	
	放課後等デイサービス	Bバンビーニ	
		三戸郡階上町 蒼三丁目九の二〇七	

二級建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年七月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 氏名 齊藤 安一
- 二 登録番号 第三〇六六号
- 三 取消年月日 平成二十七年七月十日
- 四 取消しの理由 平成二十七年四月三十日に死亡したことが、届出により確認された。このことが、建築士法第九条第一項第二号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭